

札幌市栄地区センターの指定管理者の選定結果について

1 選定委員会開催経過

第1回 令和4年8月3日 募集要項、選定方法等について

第2回 令和4年10月11日 書類審査、面接審査、選定

2 選定委員会委員

委員7名(市職員1人、外部委員6人)

委員長 太田 稔 札幌大谷大学講師

委員 海谷 キヌ 札幌ひだまりラフター・笑いヨガクラブ代表

委員 加藤 雅康 元町まちづくり連合会事務局長

委員 山根 敬 札幌市子ども会育成連合会東区支部会長

委員 庄司 正史 公認会計士

委員 佐藤 正道 社会保険労務士

委員 田中 斉 東区市民部長

3 応募団体

団体名

札幌市栄地区センター運営委員会(※現指定管理者)

非公募により応募を求めた理由:別紙のとおり

4 選定結果(指定管理者候補者)

(1) 選定された団体

札幌市栄地区センター運営委員会 会長 菊地 裕嗣

札幌市東区北36条東8丁目1番25号

(2) 選定の理由

札幌市栄地区センターの設置目的の達成に有効かつ具体的な提案があり、公平性の観点をよく理解し、平等利用に努めている。地域住民と連携した事業計画を十分に含んでおり、魅力的な内容である。また、安定した管理を行う経営能力を備えているとともに、全般的に積極的な姿勢が見られることから、総合的に高い評価を得た。

(3) 評価結果

選定基準	基礎配点	候補者
①平等利用の確保	5点	5.0点
②施設の効用発揮	85点	76.0点
③雇用安定への寄与	30点	22.0点
④安定経営能力	50点	46.0点
⑤管理経費の縮減	30点	28.0点
合計	200点	177.0点
得点率	—	88.5%

(4) 指定期間 令和5年(2023年)4月1日～令和10年(2028年)3月31日の予定

5 その他

令和4年第4回定例市議会において、公の施設の指定管理者の指定の件について議案を提出する予定。

東区市民部地域振興課 TEL011-741-2429

札幌市栄地区センターの指定手続を非公募により行った理由

区民センターは、地域住民のコミュニティ活動の助長及び生涯学習の普及振興を図り、もって地域住民の福祉の増進に寄与することを目的として、全 10 区に設置している施設である。

また、区民センターの機能を補完し、地域における住民の自主的な活動を促進することを目的として、市内 26 か所にコミュニティセンター及び地区センターを設置している。

今日、地域社会においては、町内会加入率の低下、一人暮らしの高齢者の増加や核家族化の進行に加え、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により地域活動の機会が減少したことに伴う住民相互の関係性の希薄化など、様々な課題が存在しているところ、区民センターは、その設置目的から地域住民が集う地域コミュニティ形成の場として、これらの課題解決に重要な役割を担っており、課題解決に当たっては、地縁による人間関係又は信頼関係の構築が、より一層求められているところである。

区民センター、コミュニティセンター及び地区センター（以下「区民センター等」という。）が、地域社会に関係の深い団体によって継続的に管理運営されることにより、地域住民がまちづくり活動に直接参加する機会が作られ、地域住民自らが区民センター等の管理運営を通して把握された地域課題の解決に取り組むことによって、地域住民間の信頼関係が築かれ、地域社会における絆の強化につながることとなる。また、まちづくり活動の担い手の育成に寄与することも期待される。

さらに、区民センター等は、災害時には避難施設となる地域における防災の重要な拠点でもある。このような区民センター等を、地域の実情を熟知し、避難住民との信頼関係が構築されている団体が継続して管理運営を行うことにより、災害時において円滑な管理運営が行われるという効果も見込まれる。

札幌市区民センター条例において、施設の設置目的の実現を図るため、地縁による団体により設立された団体及び当該設立された団体を主な構成員とする団体並びに当該区民センター等の管理運営に関わりを持つものと市長が認める地縁による団体の推薦を受けた団体により、良好な管理運営が行われている場合には、継続的に管理運営を行わせることができることとされている。

現在の指定管理者である札幌市栄地区センター運営委員会は、地縁による団体である町内会等により設立された団体であり、これまで良好に札幌市栄地区センターの管理運営を行ってきたことから、札幌市栄地区センター運営委員会に引き続き指定管理者としての申込みを求めるため、札幌市栄地区センターに係る指定管理者を非公募とする。